

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	岩手県奥州市	
プ ラ ン の 名 称	奥州市立病院改革プラン	
策 定 日	平成 21年 3月 27日	
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度	
病院 の 現 状	病 院 名	奥州市総合水沢病院
	所 在 地	岩手県奥州市水沢区大手町三丁目1番地
	病 床 数	282床(一般178床、精神100床、感染4床)
	診 療 科 目	内科、循環器科、神経内科、外科、整形外科、小児科、精神科、 泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科
公立病院として今後果たすべき役割(概要)	<p>総合水沢病院は市立病院として「地域の医療ニーズに応え、他の医療機関と連携しながら、良質で安定した医療を提供し、市民の健康の維持・増進を図る病院」として運営していく必要があることから、当医療圏の民間病院の医療機能では十分な対応が困難な医療(急性期医療、亜急性期医療、救急医療等)について、その機能を市民に提供する役割を担ってきている。</p> <p>総合水沢病院の周辺には、当医療圏の中核病院である県立胆沢病院に加え、精神医療を担う医療法人など複数の民間病院が設置されている。急性期医療を担う県立胆沢病院(351床)は、その規模から患者数が飽和状態となっているが、当医療圏の民間病院は慢性期医療中心の診療機能を担っていることから、県立胆沢病院が担う急性期医療及び急性期医療以後の亜急性期医療機能の提供を望むことは困難な状況となっている。</p> <p>このことから総合水沢病院は、県立胆沢病院との機能分担を定めながら、特に当医療圏に不足している小児医療(入院加療を必要とする医療)、需要の逼迫している救急医療を担いつつ、急性期医療の次の医療である亜急性期医療の提供機能の強化を図ることにより、当医療圏全体として急性期医療から亜急性期医療及び慢性期医療までのシームレスな医療提供体制を確保するための役割を果たしていくものとする。</p> <p>なお、平成20年8月から、医療連携室(室長:副院長)を設置し、胆江保健医療圏における地域医療機関とのより一層の密接な結びつきを目指し、特に、亜急性期病床に係る患者数の増加を図ることとする。</p> <p>また、精神医療においては、精神病院の設置は精神保健福祉法により県に義務付けられており、地域に不足する精神医療については県が対応することとされているが、当医療圏において精神科病床を有するのは、総合水沢病院(100床)と精神科単科の医療法人(275床)のみとなっており、県立病院にその機能は無い。</p> <p>この状況において、同一施設内で一般病床と精神科病床を併設しているのは総合水沢病院のみであり、身体と精神疾患との合併症患者の診療について、主に慢性期の精神疾患を診療する精神科単科病院との機能分担を図りながら担ってきたところであるが、今後は、身体との合併症や救急患者の精神医療に対応可能である当医療圏唯一の医療機関としての機能分担を推進し、2病棟体制(100床)から1病棟(53床)へ規模を縮小し、精神科単科病院との差別化を図ることとする。</p>	

<p>一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)</p>	<p>病院事業は、地方公営企業として運営される以上独立採算を原則とすべきであるが、地方公営企業法第17条の2の規定により、地方公営企業法の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、及び地方公営企業の性質上能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計からの負担金等により賄われることが法的に認められている。</p> <p>公立病院改革ガイドラインで示しているように、市立病院が地域医療確保のため果たすべき役割及び医療の提供体制(診療科目、病床数等)並びに病院の提供する医療のうち一般会計等において費用負担が行なわれるべきものの範囲についての考え方及び一般会計等の負担金の算定基準(繰出基準)について明らかにする必要がある。</p> <p>今回、全国の健全な病院経営水準に合わせた経営を求められていることから、国が地方財政計画で算入する数字(地財計画単価)等に基づく繰出基準を定めた。なお、近年の医師不足により、これまでの設備投資にかかる資金が不足することに対する措置として、国の繰出基準以外に、起債償還財源等(企業債に関する元金償還分及び病院の建設改良に要する資金の不足分)を繰出することとする。</p> <p>公立病院特例債については、現状の医師数での経営水準ではその償還財源を確保することは困難なことから、市からの繰出金を償還財源として確保する必要がある。</p>
----------------------------------	---

<p>経営効率化に係る計画</p>	<p>財務に係る数値目標(主なもの)</p>	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	80.4	83.5	95.0	100.7	101.8	単位: %
	医業収支比率	78.1	73.2	83.8	88.8	89.7	単位: %
	職員給与費比率	70.1	75.8	65.6	59.9	59.1	単位: %
	材料費対医業収益比率	19.6	20.1	19.1	19.1	19.1	単位: %
	病床利用率	68.1	39.3	58.8	93.4	93.4	単位: %
	外来診療単価(一般)	6,790	6,901	6,926	6,855	6,855	単位: 円
	外来診療単価(精神)	4,493	4,604	4,595	4,352	4,352	単位: 円
	入院診療単価(一般)	29,535	33,521	32,110	31,749	31,749	単位: 円
	入院診療単価(精神)	12,557	14,262	15,000	15,000	15,000	単位: 円
	不良債務比率	93.9	18.8	12.9	5.2	2.2	単位: %
<p>上記目標数値設定の考え方</p>	<p>&lt; 経常収支比率 &gt;          ・平成22年度からの100%達成を目標とする。</p> <p>&lt; 医業収支比率 &gt;          ・公立病院(同規模の黒字病院)の平均値は92.0%となっているが、水沢病院は一般病床の他に収益性の低い精神科病床を併設していることに加え、医師不足等に伴う収入の減少などを考慮し、平成23年度の目標数値は89.7%とする。(平成25年度は90.6%)</p> <p>&lt; 職員給与比率 &gt;          ・公立病院(同規模の黒字病院)の平均値は57.8%となっているため、これを目標として、平成23年度の目標数値は59.1%とする。(平成25年度は57.9%)</p> <p>&lt; 材料費対医業収益比率 &gt;          ・公立病院(同規模の黒字病院)の平均値は24.0%となっているが、SPD(材料管理システム)の効率的な材料管理を継続することにより、平成23年度の目標数値は19.1%とする。(平成25年度は19.1%)</p> <p>&lt; 病床利用率 &gt;          ・ガイドラインでは、少なくとも70%を想定している。現在は精神科棟の休診に伴い一時的に40%程度に低下している状況だが、精神科病棟53床の再稼動に加え、亜急性期病床の増床稼動により平成23年度の目標数値は93.4%(平成25年度は同率の93.4%)とする。</p>						

				団体名 (病院名)	岩手県奥州市 奥州市総合水沢病院			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	医師数	15	16	17	17	17	単位:人	
	入院患者数	70,312	40,403	49,571	67,846	67,846	単位:人	
	外来患者数	127,445	112,337	114,393	117,904	117,904	単位:人	
	新患数	14,202	12,518	12,747	13,139	13,139	単位:人	
	紹介率	12.0	15.0	20.0	20.0	20.0	単位:%	
	平均在院日数	17	13	16	16	16	単位:日	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業法全部適用の継続</li> <li>・民間的経営手法の導入</li> <li>・地方公営企業法の全部適用継続</li> <li>・病床数の削減(282床 199床)(83床の減)</li> <li>・非常勤診療科の休止(平成20年度上期～)</li> <li>・経費等の抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>薬品、診療材、委託料、賃借料の見直し</li> <li>SPDの継続による診療材料の効率的使用と購入単価の抑制(継続)</li> <li>見積期間、薬品購入方式の改善(継続)</li> <li>臨床工学技士による医療機器の管理徹底(継続)</li> <li>PACS導入及びオーダリングシステムの更新等による材料費・委託料等の削減</li> <li>節水対策システムの導入検討、光熱費、燃料費の節減対策強化</li> </ul> </li> <li>・人件費の抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>人員の削減(病床数の削減に併せて人員配置の見直しを図る。)</li> <li>病院経営を見据えた給与体系の検討</li> <li>時間外勤務手当等の抑制</li> <li>特殊勤務手当の削減を継続しつつ、更に給料の引き下げも検討する。</li> </ul> </li> <li>・収入増加・確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・亜急性期病床拡大による患者数の増</li> <li>・他の病院や診療所、福祉施設等との連携機能の強化(医療連携室設置)</li> <li>・医師の確保対策の強化</li> <li>・健診、訪問診療・看護の充実強化</li> <li>・新たな施設基準取得による診療単価の向上</li> </ul> </li> <li>・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の業務の負担軽減及び医師が働きやすい職場環境(研修・研究)の整備</li> </ul> </li> <li>・職員の意識改革 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営情報の共有化・職員研修</li> <li>企業感覚による経営改善の取り組み</li> </ul> </li> <li>・地域医療機関との医療連携体制の構築</li> </ul> </li> </ul>						
		各年度の収支計画	別紙1のとおり					
		病床利用率の状況	17年度 76.6%		18年度 76.3%		19年度 68.1%	
		病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【病床数の削減】</li> <li>・一般病床 178床 146床</li> <li>・精神病床 100床 53床</li> <li>・感染症病床 4床 0床</li> <li>計 282床 199床</li> </ul>					
		その他の特記事項						

団体名 (病院名)	岩手県奥州市 奥州市総合水沢病院
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	胆江保健医療圏(奥州市及び金ヶ崎町の範囲)には、本医療圏における基幹病院である県立胆沢病院が医療圏のほぼ中央に位置し、市の東部(江刺区)に県立江刺病院が立地する。市の医療機関としては総合水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所、衣川歯科診療所、江刺区の無床診療所が配置され、隣接する金ヶ崎町には町立金ヶ崎診療所が配置されている。民間の医療機関は、6病院・73診療所(医科)(平成19年8月現在、県HPより)が地域医療を担っている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	胆江圏域において二次救急、高度・専門医療を担う中核病院には、県立胆沢病院が位置づけられている。また、地域において初期救急やプライマリ・ケア等日常的な医療を担う地域病院等として県立江刺病院、国保まごころ病院が位置づけられる。この役割分担を基本として、各公立病院の機能の見直しとネットワーク化を進める。総合水沢病院は、機能が重複する公立及び民間病院が近接して立地していることから、公立病院として担うべき役割を検討する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> 胆江保健医療圏の再編・ネットワーク化については、県が定めた「岩手県公立病院改革推進指針」を踏まえ実施し、平成26年3月までの実現を目指す。また、水沢病院の再編については、平成21年度末までを目途に実施する。	<内容> 県が定める圏域の再編ネットワーク化等の方向性に基づき、圏域連携会議を中心として公立、民間全ての医療機関の連携体制づくりを進める。また、総合水沢病院内に医療連携室を設置し、医療連携の強化を図る。機能が重複する公立及び民間病院が近接して立地していることから、公立病院として担うべき役割を検討し、重複している非常勤診療科を見直し、一般病棟の178床を32床削減し、146床とする。急性期医療を担っている県立胆沢病院との連携・機能分担を明確にするため、一般病床のうち40床を亜急性期病床とする。精神医療については精神科単科の民間との機能分担を明確にし、本院は一般病院併設型として合併症への対応機能を担うこととし、現在の100床を削減して53床とする。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
		<時期> 現在の公営企業法全部適用は、平成17年4月から実施。  平成23年度までに、経営形態の検証を行う。	<内容> 平成19年10月に、総務省地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業により、病院の経営分析を受け講評を受けている。このような中、総合水沢病院の今後の方向性(経営改革等)を検討するため、平成19年12月に「総合水沢病院基本問題検討委員会」を設置し、検討を重ね、平成20年3月に報告書をまとめている。その中で、経営形態については、「地方公営企業法の全部適用」、「地方独立行政法人化」、「指定管理者制度」等について検討をしているが、現時点では、毎年度計上される純損失と不良債務の発生という大きな課題があることから、早期対応可能な、地方公営企業法の全部適用を継続しながら経営の立て直しを図ることとする。  なお、平成23年度までに経営形態を検証し、必要に応じ、見直しを行う。

点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制	<p>市では、病院事業の点検・評価を地域医療関係者会議において、本プランの進捗状況について年1回以上点検・評価を行うこととしている。</p> <p>総合水沢病院としては、院内の「総合水沢病院経営改善検討委員会」において計画の進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しや目標達成に向けた対策の検討を行う。</p> <p>(地域医療関係者会議：県南振興局、県立病院、市立病院、医師会、歯科医師会で構成(9名))</p>
	点検・評価の時期	毎年7月頃に開催する。
	その他特記事項	<p>(1)点検項目として次の項目とする。</p> <p>地域ニーズ(患者の満足)の視点 地域における病院の役割、医療機関との連携、患者の満足と安心等について、点検・評価を行う。</p> <p>病院運営(内部プロセス)の視点 病院組織と管理体制(人事・労務管理)、職員の教育・研修等による意識改革等について、点検・評価を行う。</p> <p>財務(数値目標)の視点 経常収支比率、医業収支比率、職員給与費比率、病床利用率、材料費対医業収益等の数値目標の達成度、収益の確保と費用の削減等の病院運営管理の合理性について点検・評価を行う。</p> <p>(2)今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、計画の見直しによる更なる費用の削減、繰入金を増額等により、別紙1の「単年度資金不足額」の水準(累積ベースの資金不足解消後(平成27年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。</p>

(別紙)

団体名 (病院名)	奥州市 (奥州市総合水沢病院)
--------------	--------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	2,911	2,563	2,265	2,508	2,805	2,805	
	(1) 料 金 収 入	2,771	2,433	2,074	2,316	2,614	2,614	
	(2) そ の 他	140	130	191	192	191	191	
	うち他会計負担金	39	39	106	107	106	106	
	2. 医 業 外 収 益	171	195	386	438	486	482	
	(1) 他会計負担金・補助金	145	165	359	420	464	460	
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	4	4	8				
	(3) そ の 他	22	26	19	18	22	22	
	経 常 収 益 (A)	3,082	2,758	2,651	2,946	3,291	3,287	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	3,502	3,280	3,096	2,994	3,160	3,128
		(1) 職 員 給 与 費 c	1,849	1,796	1,718	1,644	1,681	1,659
		(2) 材 料 費	583	503	470	478	537	537
		(3) 経 費	797	713	703	701	774	767
		(4) 減 価 償 却 費	261	256	192	158	155	152
(5) そ の 他		12	12	13	13	13	13	
2. 医 業 外 費 用		177	152	80	107	109	103	
(1) 支 払 利 息		114	104	23	54	52	46	
(2) そ の 他		63	48	57	53	57	57	
経 常 費 用 (B)		3,679	3,432	3,176	3,101	3,269	3,231	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		597	674	525	155	22	56	
特 別 損 益		1. 特 別 利 益 (D)	171	110	6	1		373
		2. 特 別 損 失 (E)	5	12	7	6	5	5
		特別損益(D) - (E) (F)	166	98	1	5	5	368
純 損 益 (C) + (F)	431	576	526	160	17	424		
累 積 欠 損 金 (G)	3,811	4,387	4,913	5,073	5,056	4,632		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	636	528	470	516	594	651	
	流 動 負 債 (イ)	2,735	2,934	896	840	741	589	
	うち一時借入金	2,550	2,790	756	700	604	454	
	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)							
	差引不良債務 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)	2,099	2,406	426	324	147	62	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	387	307	118	102	177	209		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	83.8	80.4	83.5	95.0	100.7	101.7		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	72.1	93.9	18.8	12.9	5.2	2.2		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	83.1	78.1	73.2	83.8	88.8	89.7		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	63.5	70.1	75.8	65.6	59.9	59.1		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	2,099	2,406	2,288	2,186	2,009	1,427		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	72.1	93.9	101.0	87.2	71.6	50.9		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	72.1	72.1	18.8	12.9	5.2	2.2		
病 床 利 用 率	76.3	68.1	39.3	58.8	93.4	93.4		

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	奥州市 (奥州市総合水沢病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収	1. 企業債	8	1,035	1,862			190
	2. 他会計出資金	381	362	362	327	327	230
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	38		3			
	7. その他			3			
入	収入計 (a)	427	1,397	2,230	327	327	420
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	427	1,397	2,230	327	327	420
支	1. 建設改良費	161	12	75	51	56	191
	2. 企業債償還金	395	1,422	293	276	271	602
	3. 他会計長期借入金返還金	100					
	4. その他						
出	支出計 (B)	656	1,434	368	327	327	793
	差引不足額 (B) - (A) (C)	229	37	1,862	0	0	373
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	229					373
計 (D)	計 (D)	229	0	0	0	0	373
	補てん財源不足額 (C) - (D) (E)						
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
- 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(184,574)	(108,000)	(7,800)	(9,200)	(7,800)	(380,180)
	355,394	303,212	464,861	527,209	570,152	939,251
資本的収支	(91,922)	(101,335)	(133,180)	(118,675)	(119,729)	(77,576)
	381,218	361,608	361,973	327,425	326,551	229,749
合計	(276,496)	(209,335)	(140,980)	(127,875)	(127,529)	(457,756)
	736,612	664,820	826,834	854,634	896,703	1,169,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。
- 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。

(別紙)

団体名 (病院名)	奥州市 (奥州市総合水沢病院)
--------------	--------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		24年度	25年度	26年度	27年度		
収 入	1. 医 業 収 益 a	2,805	2,805	2,805	2,805		
	(1) 料 金 収 入	2,614	2,614	2,614	2,614		
	(2) そ の 他	191	191	191	191		
	うち他会計負担金	106	106	106	106		
	2. 医 業 外 収 益	475	468	341	293		
	(1) 他会計負担金・補助金	453	446	319	271		
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	22	22	22	22		
	経 常 収 益 (A)	3,280	3,273	3,146	3,098		
	支 出	1. 医 業 費 用 b	3,128	3,096	3,064	3,026	
(1) 職 員 給 与 費 c		1,633	1,623	1,613	1,590		
(2) 材 料 費		537	537	537	537		
(3) 経 費		774	749	732	719		
(4) 減 価 償 却 費		171	174	169	167		
(5) そ の 他		13	13	13	13		
2. 医 業 外 費 用		97	89	80	69		
(1) 支 払 利 息		39	32	23	13		
(2) そ の 他		58	57	57	56		
経 常 費 用 (B)		3,225	3,185	3,144	3,095		
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	55	88	2	3			
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	373	372	372	372		
	2. 特 別 損 失 (E)	5	5	5	5		
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	368	367	367	367		
純 損 益 (C) + (F)	423	455	369	370			
累 積 欠 損 金 (G)	4,209	3,754	3,385	3,015			
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	650	649	629	621		
	流 動 負 債 (イ)	560	496	405	271		
	うち一時借入金	425	363	274	142		
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引不良債務 (オ)	90	153	224	350			
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	28	63	71	126			
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.7	102.8	100.1	100.1			
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	3.2	5.5	8.0	12.5			
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.7	90.6	91.5	92.7			
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	58.2	57.9	57.5	56.7			
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	1,026	591	148	148			
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	36.6	21.1	5.3	5.3			
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	3.2	5.5	8.0	12.5			
病 床 利 用 率	93.4	93.4	93.4	93.4			

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	奥州市 (奥州市総合水沢病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		24年度	25年度	26年度	27年度		
区分							
収	1. 企業債	145	45	45	45		
	2. 他会計出資金	157	70	74	78		
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
入	収入計 (a)	302	115	119	123		
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	302	115	119	123		
支	1. 建設改良費	146	46	46	46		
	2. 企業債償還金	529	441	445	449		
	3. 他会計長期借入金返還金	200	200	100	44		
	4. その他						
出	支出計 (B)	875	687	591	539		
	差引不足額 (B) - (A) (C)	573	572	472	416		
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	200	200	100	44		
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	373	372	372	372		
	計 (D)	573	572	472	416		
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
- 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。

(単位:千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度		
収 益 的 収 支	(380,180)	(380,180)	(380,180)	(380,180)		
	931,680	924,752	796,921	748,798		
資 本 的 収 支	(59,119)	(34,562)	(36,643)	(38,728)		
	157,023	69,851	74,095	78,350		
合 計	(439,299)	(414,742)	(416,823)	(418,908)		
	1,088,703	994,603	871,016	827,148		

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。
- 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。